

盛岡市業務継続計画（災害編）の概要について

1 策定及び修正の背景

H22. 4	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体の業務継続体制の確立について通知（内閣府政策統括官（防災担当）・総務省消防庁次長）・ 地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（第1版）の作成（内閣府（防災担当））・ 業務継続体制の検討を進めることについて通知（岩手県総務部総合防災室長）
H24. 3	<ul style="list-style-type: none">・ 岩手県地域防災計画が改正され、県及び市町村は業務継続計画を策定するよう努めることが記載・ 盛岡市地域防災計画を改正し、市が業務継続計画の策定に努めることを記載
H25. 3	<ul style="list-style-type: none">・ 盛岡市業務継続計画（災害編）の策定
H26. 2	<ul style="list-style-type: none">・ 岩手県災害時業務継続計画（本庁舎版）の策定
H28. 2	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引きの作成（内閣府（防災担当））
H30. 3	<ul style="list-style-type: none">・ 盛岡市業務継続計画（災害編）の改定
	<ul style="list-style-type: none">・ 年度毎に更新

2 盛岡市業務継続計画（災害編）の概要

(1) 全体構成

第1章 基本的事項

計画の目的、非常時優先業務、計画の効果、地域防災計画との関係、業務継続の行動方針

第2章 計画の実施

第1節 計画の発動

第2節 発動の解除

第3章 想定する災害と市域の被害想定

第1節 想定する災害

第2節 市域の被害想定

第4章 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定対象となる業務、選定の考え方、選定結果

第5章 非常時優先業務の実施に必要な共通資源

第1節 職員

指揮命令系統の確立、安否確認及び参集予測に基づく職員の確保に係る現状・課題・対策

第2節 職員以外の共通資源

庁舎、電力、エレベーター、電話、IP無線、情報システム・重要な行政データ、執務環境、食料・飲料水・トイレ、消耗品、車両等の全庁的に必要な資源に係る現状・課題・対策

第6章 業務継続体制の強化に向けた取組

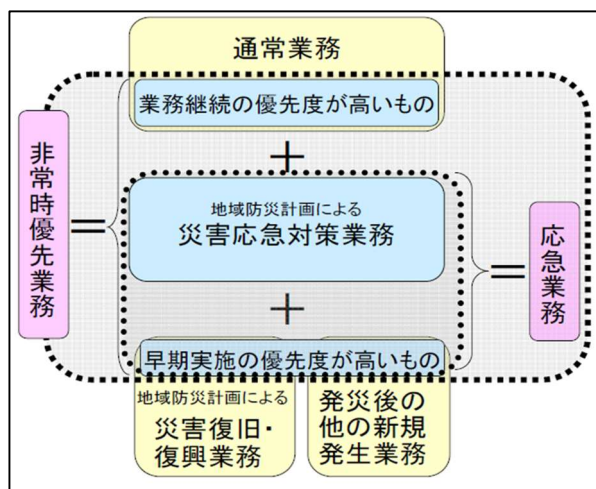
業務継続体制の強化の必要性、実施体制、今後の展開

(2) 業務継続計画の目的

この計画は、災害が発生し利用できる人的・物的資源に制約がある状況下においても実施すべき非常時優先業務を選定し、その業務の実施に必要な資源の確保や配分等について必要な措置を講じることにより、災害発生時にあっても盛岡市において適切な業務執行を行うための取組を定めることを目的とする。

(3) 非常時優先業務

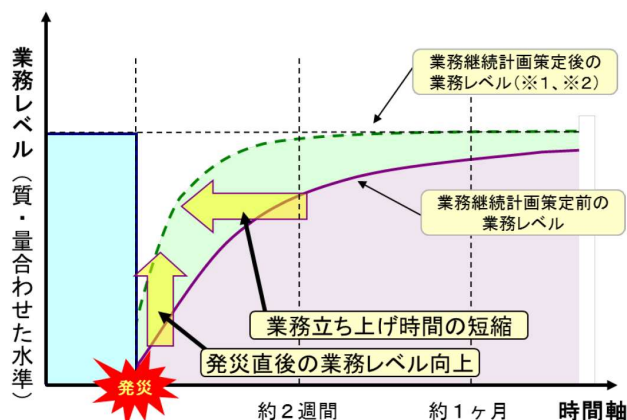
非常時優先業務は、本市において実施する、災害発生時に実施すべき応急業務（災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等）及び業務継続の優先度が高い通常業務（災害発生時であっても継続又は災害発生後早期に再開すべき通常業務）をいう。



(4) 計画の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、災害発生直後の業務レベルの向上や業務立ち上げ時間の短縮といった効果が得られる。

【業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ】



(5) 計画の発動

ア 発動要件

次の条件のうち、少なくとも1つ以上の条件に該当する場合に、本業務継続計画を発動する。各部課等は、「非常時優先業務リスト」に基づき、総力を挙げて非常時優先業務に従事する。

(ア) 市内に甚大な被害が発生すると想定される震度6強以上の地震を観測した場合

(イ) 大規模災害の発生等による市域の被害状況等に基づき、盛岡市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

イ 発動の解除

本部長は、本市における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、平常時の業務継続が可能と判断した場合、業務継続計画の発動を解除する。

(6) 想定する災害と市域の被害想定

ア 想定する災害

地震災害（最大震度 7）とする。

（災害の中で対処が最も困難であり、水害、火山災害等の様々な災害の被害及び影響を広く包含する。）

発生時期は、冬の平日夕方 6 時頃とする。

イ 市域の被害想定

令和 2 年度盛岡市防災アセスメント調査において想定されている市域の被害概要は右表のとおり。

【想定される市域の被害概要】

被害項目等		盛岡市の被害等
最大震度		震度 7
人的被害	負傷者数	472 人
建物被害	全壊棟数	1,160 棟
	半壊棟数	3,076 棟
火災被害	焼失棟数	266 棟

(7) 非常時優先業務の選定

既存の非常時優先業務を基本として災害対策本部規程（昭和 52 年 3 月 16 日災害対策本部訓令 1 号）に規定されている業務を更新し、非常時優先業務の選定基準表に基づいて分類し、初動体制の確立から、復旧・復興に係る業務が本格化し、窓口行政機能が回復する 2 週間以内に優先して着手すべき業務を非常時優先業務として選定した。

【非常時優先業務の業務選定結果】

(件)

区分			合計
市の業務			1,448
	非常時優先業務	応急業務	392
		優先度の高い通常業務	551
		非常時優先業務以外の業務	505

【業務開始目標時間別の非常時優先業務】

(件)

業務開始目標時間	応急業務	優先度の高い通常業務	合計
3 時間以内	146	43	189
1 日以内	147	21	168
3 日以内	66	28	94
2 週間以内	33	459	492
合計	392	551	943

(8) 非常時優先業務の実施に必要な共通資源

非常時優先業務を実施するため、全庁的に必要な資源（共通資源）の現状と課題について整理するとともに、必要となる対策についてまとめた。

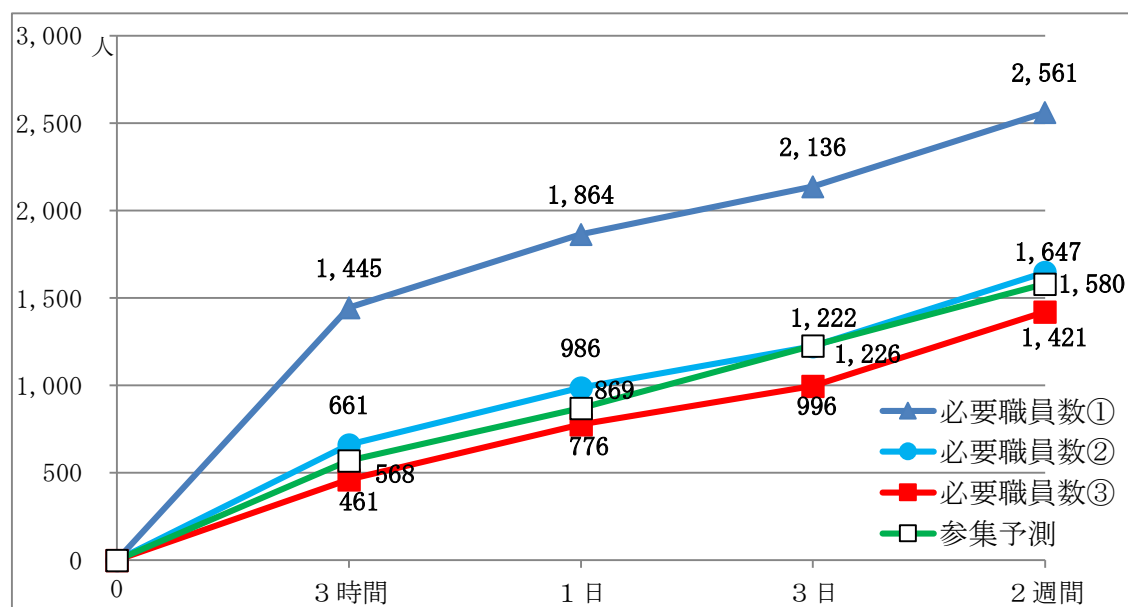
【非常時優先業務の実施に必要な共通資源】

名 称	主 な 内 容
職員	指揮命令系統、安否確認、参集予測
庁舎	耐震性
電力	非常用発電機
エレベーター	閉込対策
電話	交換機、固定電話、衛星携帯電話
防災行政無線・I P 無線	防災行政無線（同報系）、I P 無線
情報システム・重要な行政データ	インターネット、各種情報システム、サーバー設置場所
執務環境	執務室内の什器等、窓ガラス
食料・飲料水・トイレ等	職員用の食料・飲料水・トイレ等
消耗品	コピー用紙、プリンターのトナー等
車両	各庁舎の重要車両の台数

(9) 職員の確保

災害発生時に参集可能な職員数は、非常時優先業務の実施に必要な職員数より少ないことが判明している。このことから、全庁的な職員の配分や他自治体等からの応援職員の受入に係る計画等の作成が必要となる。

【職員の参集予測と非常時優先業務に必要な職員数の比較（地震災害）】

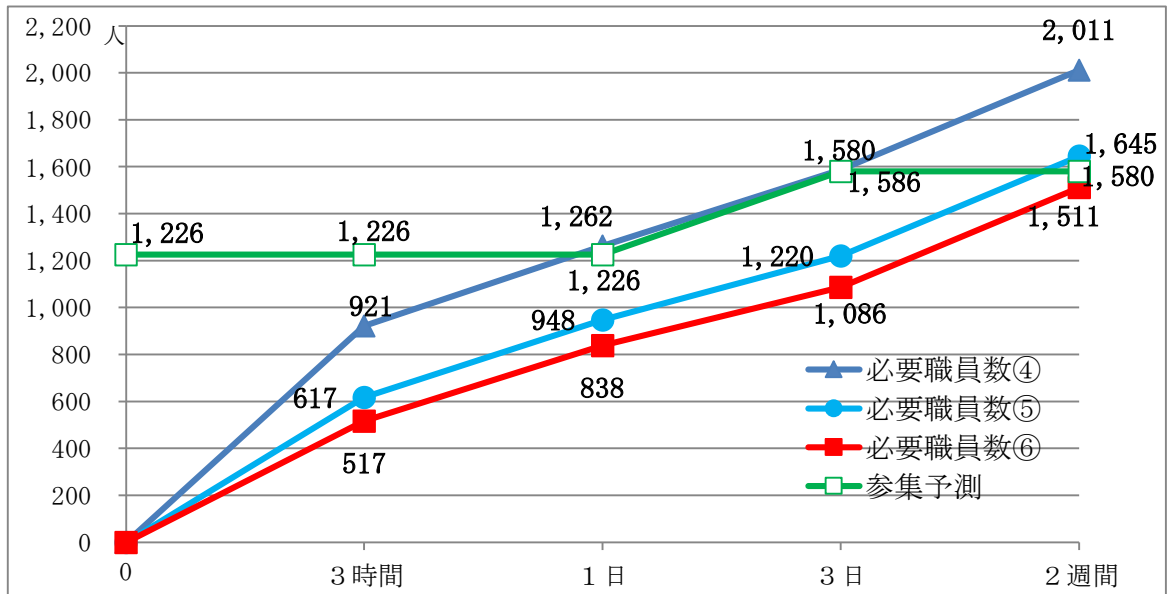


〔必要職員数①：▲〕 指定一般避難所等 295 箇所を設置する場合

〔必要職員数②：●〕 東日本大震災の状況を参考に指定避難所等を 57 箇所設置する場合

〔必要職員数③：■〕 指定一般避難所等を全く設置しない場合

【職員の参集予測と非常時優先業務に必要な職員数の比較（水害）】



〔必要職員数④：▲〕 指定避難所等 149 箇所を設置する場合

〔必要職員数⑤：●〕 水害時優先避難所をすべて開設することを想定し、指定一般避難所等を 57 箇所設置する場合

〔必要職員数⑥：■〕 指定一般避難所等を 23 箇所設置する場合

(10) 業務継続体制の強化に向けた取組

ア P D C A サイクルによる継続的な改善

イ 各部等の次長級等の職員をもって組織される危機管理連絡会議等における本計画の進捗管理

【業務継続計画の運用】

